

陳情第139号	受理年月日	令和元年6月14日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	城野遺跡の史跡広場としての整備、活用及び埋蔵文化財センターの現在地での維持、活用について	
要旨	<p>広大な医療刑務所跡地で発見された城野遺跡は、学術上重要な遺跡であり、私たち市民のかけがえのない歴史遺産である。</p> <p>市は当初現地保存の方針で国と交渉しており、国の優遇措置や市有地との等価交換等土地取得に有利な条件があったが、市は現地保存に向けて文化財保護審議会に諮ることなく、独自の判断で土地取得を要望せず、民間企業への売却により消滅の危機にさらされることになった。</p> <p>日本考古学協会や私たち市民も市長や市議会に何度も要望、陳情しており、市にはその声に耳を傾け、土地を取得する機会は何度もあったが、ほぼ全域が破壊された。</p> <p>土地を購入した大和ハウス工業は城野遺跡や私たち市民の保存運動に配慮し、九州最大級の方形周溝墓付近を市に寄付し、市が史跡広場として整備する予定だったが、その市有地が1.5メートルも掘削され、唯一現地保存がかなった方形周溝墓まで一部壊された。これは開発業者だけでなく、市のずさんな保護管理に責任があり、掘削に至った経緯と原因を直ちに明らかにすべきである。同時に、この方形周溝墓を生かした史跡広場は、城野遺跡はもちろん重留遺跡や重住遺跡などとともに、原始、古代の貴重な歴史や文化を市民が体感、学習し、後世に語り継がれる場所としての整備、活用が求められる。</p> <p>また、昨年8月、小倉北区の埋蔵文化財センターを八幡市民会館に移転し、跡地を売却する計画が急浮上した。埋蔵文化財センターの関係職員には事前の説明も意見聴取もしておらず、市内の遺跡の調査、整理と収蔵、研究、普及啓発の拠点として35年間培ってきた埋蔵文化財センターの意義も役割も踏みにじる暴挙と言わざるを得ない。</p> <p>そもそも市内唯一の埋蔵文化財センターは、公共施設マネジメントにおいて耐用年数60年とされていた。築36年で解体することは市有建築</p>	

(続 く)

物長寿命化計画に反するものである。現在の埋蔵文化財センター周辺には勝山公園の万葉の庭、長崎街道、小倉城、太平洋戦争の遺跡、文学館、松本清張記念館、建設予定の平和資料館など、北九州市の豊かな歴史と文化に出会える場所があり、埋蔵文化財センターは原始、古代からの歴史の語り部として、この地域の価値と魅力を発信する重要な公共施設なのである。

また、市が計画している史跡広場には、巨大な方形周溝墓とそこから出土した幼児の箱式石棺が一体として保存されることこそが最大の魅力にもかかわらず、移築展示された箱式石棺を埋蔵文化財センターから更に遠ざけることは、史跡広場としての価値をも台なしにしてしまう。

これほどの意義と役割のある埋蔵文化財センターを移転、解体することは絶対に許されない。

北九州市の埋蔵文化財を大切に守り、生かし、市民のシビックプライドの醸成と文化の薫るまちづくりのため、下記のとおり陳情する。

記

- 1 方形周溝墓の損壊の経緯と原因を明らかにし、今後の埋蔵文化財保護に生かすためのルールを設けること。
- 2 損壊した方形周溝墓は重要な文化財としての価値が損なわれないように慎重に修復するとともに、城野遺跡、重留遺跡、重住遺跡など周辺の遺跡に刻まれた貴重な歴史と文化を体感、学習できる史跡広場にすること。
- 3 史跡広場の計画案ができたなら、地元住民を初め、広く市民を対象とした説明と意見交換の場を速やかに設けること。
- 4 現在の埋蔵文化財センターの意義と役割、周辺の豊かな歴史と文化に出会えるまちづくり、市所有建築物の長寿命化計画、市長、副市長、担当局長によって決定された経緯などについて、移転、解体の見直しも含め、再度検討すること。また、検討に当たっては、関係者、専門家、市民からなる検討委員会を設けること。